

第36回上海IPG会合

日時 2008年9月18日(木)

場所 上海龍之夢麗晶大酒店4階BallroomA

「上海 I P G ピックアップ講座」

○司会 ……をこれから始めたいと思います。

本日は、「ハイテク企業認定管理弁法」、これは皆さん非常にご関心高いものだと思います。以前も上海 I P G の全体会合のほうで、オムロンのタダ様に概要のご紹介をいただいたところでございますが、本日は、より専門的な見地からということで、里兆弁護士事務所の弁護士、李先生にこの弁法の概要ですとか主なトピックをご紹介いただきたいと思います。

それでは、里兆弁護士事務所の李先生、よろしくお願ひいたします。

○李 ただいまご紹介にあずかりました里兆法律事務所の李芸と申します。

本日、たくさんの方、私どものセミナーにご参加いただき、まことにありがとうございます。また、この場を借りて皆さんと交流できるということは、大変うれしく思っております。また、本日のセミナーの主催者、ジェトロ様にも深く感謝しております。

早速ですが、時間の関係で早速本日のセミナーの内容に入りたいと思います。

これは、本日のセミナーの主な4つの内容でございます。

まず、新法と旧法の重要情報の相違点について簡単にご紹介いたします。この新法というのは、2008年1月1日施行されたハイテク企業認定管理弁法なんですけれども、旧法というのは、この新法が施行されるまでずっと使用されていた昔のハイテク企業認定管理弁法のことです。2つ目の内容というのは、新法の重要な内容をご説明いたします。3つ目というのは、上海、江蘇省、浙江省などの地域の新しい法律執行の現状について簡単にご紹介いたします。

最後は質疑応答の時間でございます。

この新法と旧法の重要条項の相違点について、まず、簡単に話したいと思います。1つ目は、申請条件のところなんですけれども、主に3つの相違点がございます。まず、1つ目、自主知的財産権を有すること、これは新法でこういうふうに定めています。これに対して旧法はそういったような規定はございません。そのため、今まで認定されていたハイテク企業の中では、ほとんどの企業はハイテク製品を加工するだけで簡単にハイテク企業として認定されていたんですね。今後は、新法のもとではその自主知的財産権を有しないことでハイテク企業として認定されることはできなくなります。

2つ目に、前年度の売上収入によって、この研究開発費用が売上収入に占める割合が決まってきます。これは後ほど研究開発費用のところをまた詳しくご説明いたします。旧法は、それはハイテク区内企業と区外企業というふうに分かれています。区内企業は、一律

この割合が5%というふうに定めています。区外企業だとこの割合は4%というふうに定めています。

3つ目は、技術成果の応用能力なんですけれども、これは技術成果を使って製品化することなんですけれども、これは、今回ハイテク企業認定にあたって重要な指標の1つとなります。これに対しても旧法はそういったような規定はございません。

認定手続のところなんですけれども、新法は、まず企業の自己評価、それから、専門家の判断、最終的には認定機構の認定となりますが、ここに専門家の制度を導入しました。それも、先ほどの知的財産権を有しないといけないというところと関連してきますが、要するに、技術力のことを重視しますので、専門家を導入することによってより適切な認定手続を目指しています。これに対しては旧法は、認定作業はすべて省級の科学技術行政管理部門が行います。新法は、ここの認定機構は省級、直轄市の科学技術管理部門はもちろんなんですけれども、各地の財政局とか税務局もこの認定機構の中に入っています。

税制優遇政策は、新法はハイテク企業として認定されたら企業所得税の税率は15%なんです。これに対して旧法は、それもハイテク区内企業と区外企業というふうに分かれています。区内企業だと利益が出てから2年の間は免税で、2年過ぎたら15%の企業所得税率が適用されます。区外企業は、これは法律レベルの規定はございません。ただ、今まで各地は何らかの優遇政策をとって、区外企業にも優遇政策を与えていました。ただ、法律はそういった明確な規定はございません。

新法と旧法の比較をすることを通じて、新法は、主に3つの特徴を挙げることができます。まず、1つ目は、やはりこれから企業の自主的研究開発能力、そういった技術のイノベーション能力を重視して、今後のハイテク企業認定の作業を行うことです。2つ目は、専門家制度を導入することによって、より公正的で合理的な認定手続を目指しています。3つ目は、ハイテク区内企業とハイテク区外企業という区別をなくして、そのすべての企業に対して同じ法律、同じ政策で今後のハイテク企業認定の作業を行うことです。

続きまして、ハイテク企業認定に関する法的体系なんですけれども、まず、全国的な規定は、ことしの1月1日施行されていた「ハイテク企業認定管理弁法」がございまして。その2番目の「作業手引」というのは、その認定管理弁法の申請の条件とか認定手続をより細かく規定しているものです。3つ目の通達というものは、ことしの1月1日、新しい企業所得税が施行されましたので、今まで認定されていたハイテク企業の優遇政策はどうなるのか、その経過措置を定めているものです。4番目というものは、特殊な地域、経済特区と上海浦東新区で新設されていたハイテク企業ですね。これからの税制優遇政策の経過措

置を定めている通達でございます。

地方的な規定なんですけれども、これは一応上海市を例としています。今入手している情報の中では、上海市しか条例出していません。まず、「上海市ハイテク企業認定管理実施弁法」がございます。これは、内容から見ればほとんど「ハイテク企業認定管理弁法」と同じような内容を書いてあります。その2番目の公告というのは、今年度、上海市のハイテク企業認定の作業、申請の時期について詳しく書かれているものでございます。

そして、新法の具体的な内容を見ていきましょう。ハイテク企業の定義なんですけれども、これは5つのものがございます。まず、1つ目は、その企業が国が重点的にサポートするハイテク分野に属していること。この国の重点的にサポートをするハイテク分野は、大きく8つの分野に分かれています。その8つの分野の中にさらに細かく分類されております。

2つ目は、持続的研究開発と技術成果の応用を行っていることです。これは後ほど研究開発活動のところで詳しくご説明いたします。3番目は、核心的、自主知的財産権を形成していることです。これは新法における最も重要な条項でございます。これも後ほど知的財産権のところで詳しくご説明いたします。4番目は、上の3つを基礎として経営活動を展開していること。5番目は、中国国内で登録してから1年経過している企業でなければなりません。

続きまして、認定条件なんですけれども、これは幾つか先ほどの定義のところと重なる部分がございます。まず、1つ目、企業の主たる製品の核心的技術に対し、知的財産権を有することが要求されます。2番目に、今も申し上げましたように、中国国内で登録している企業。3番目は、その企業の製品が国が重点的にサポートするハイテク分野に属していることが要求されます。

4番目は、技術職従業員と研究開発に従事する技術従業員の割合なんですけれども、これは詳しく言えば、短期大学以上の学歴を持っている技術職従業員は、その企業の当年度の従業員総数の30%以上を占めないといけないことです。その中では、さらに研究開発に従事する技術職の従業員の人数は、その企業の当年度の従業員総数の10%以上を占めないといけないということです。

5番目は、持続的研究開発活動を行っていることです。この研究開発活動は2つの要件を満たさないといけないんです。まず、1つ目は、その企業は技術あるいは製品のイノベーションにおいて価値のある進歩を達成すること。2つ目の要件というのは、企業所在地域の関連業種の技術の進歩に対して推進していると。この2つの要件を満たす必要がございます。

ます。この2つの要件を判断する方法というのは、例えばその業種の中で証明できる基準があれば、その基準に従って判断されます。その基準がなければ、専ら専門家の基準で判断されます。専門家の基準もなければ業界の基準もない場合、研究開発活動の予算とか目的とか成果が出たかとか、そういった要素を考慮して判断することになります。

6番目は、直近3会計年度の研究開発費用総額が企業の売上収入の総額に占める割合なんですけれども、これは6%、4%、3%とそれぞれ違うんですが、基準というのは企業前年度の売上収入によって違ってきます。売上収入は、5,000万元未満の企業はその割合は6%で、5,000万元以上2億元未満の場合はこの割合は4%で、さらに2億元以上の企業はこの割合は3%というふうになります。

ここでご注意いただきたいのは、この割合はちゃんと会計士事務所、税理士事務所の会計監査を受けるものでなければなりません。最近、上海市は、その法律に定めている条件を満たしている会計士事務所、税理士事務所を、既に上海財税のオフィシャルホームページで公開しています。もちろん企業は、仲介機構、会計士事務所を自由に選ぶことができますが、この場合、企業自身がこの会計士事務所、税理士事務所が法律の条件に合致していることを証明しないとイケないんですね。これが面倒だなと思われたら、上海市に公開されている会計士事務所、税理士事務所を使用されたほうが無難かと思います。

7番目、ハイテク製品による収入の割合なんですけれども、その収入は企業当年度の売上収入の60%以上を占めないといけないということです。

8番目は、その他の指標なんですけれども、これは主に、例えば知的財産権の数とか、技術成果の応用能力とか、といった指標がございます。

知的財産権の数は、多ければ多いほど評価する点数が上がるわけなんですけど、一番最高得点というのはAランクの、知的財産権6つまたは特許発明1つというふうに定めています。では、6つ以上出したら何かメリットがあるかというご質問をお受けしていますが、それを確認したところでは、多ければ多いほどよいということですが、具体的に何がメリットがあるのかと言うと、これは専門家とか認定機構の裁量にゆだねるしかございません。

あと、技術応用能力なんですけれども、これも例えば1つの技術成果で2つの製品をつくったと。そういう場合、カウントされる技術成果は1つなのか2つなのかという質問をお受けしています。関連部門に確認したところでは、この場合カウントされるのはあくまでも1つの技術成果です。技術成果が同じである限り、1,000個の製品をつくっても2,000個の製品をつくっても、カウントされるのは1個の技術成果なんです。但し、技術応用能力の数は、技術成果を応用した新製品、新工程、新素材等の種類によってカウントされま

す。この辺は十分ご注意くださいと思います。

続きまして、この法律の最も重要な条項、核心的自主知的財産権のところに入りたいと思います。これは、今回のハイテク企業認定に当たっての重要な条件でございます。

内容を見てみますと、特許権、実用新案権、意匠権、ソフトウェア著作権、集積回路レイアウト占有権、植物新品種権等の内容がございます。ここで要件というのは、必ずこういった知的財産権は中国国内で登録されたものでなければなりません。なおかつ、中国の法律に定める保護期間内であればなりません。

意匠権なんですけれども、ここの意匠権というのは、科学技術の方法を利用して、その研究開発により得られる意匠権でなければなりません。例えば、簡単に模様とか、形とか変更するだけでここに言う知的財産権には当てはまらないということですね。今、意匠権を所有している企業がいらっしゃるかと思いますが、その意匠権は専門家にここに言う知的財産権ではないと認定される場合がございます。

続きまして、知的財産権取得方法なんですけれども、5つの方法がございます。まず、自社における研究開発、あと、ほかの会社から譲り受けたもの、ほかの会社から贈与されたものとか、M&Aによって得られた知的財産権、独占許可ライセンス契約によって得られた知的財産権、5つの取得方法がございます。

ここの独占許可なんですけれども、世界じゅうで5年以上の排他的に使用できる権利でなければなりません。要するに、この5年間は、世界じゅうでこの知的財産権を使用できるのはライセンシー側だけですね、ほかのライセンシーはもちろんなんですけれども、ライセンサーもこの5年間の中でこの知的財産権を実施することができません。

こんなに自主知的財産権のことを厳しく定めているのは、企業の研究開発能力、またその技術力を重視し、それによって中国全国の技術水準を高めるためですけれども、ただ、現在の中国の知的財産権を保護する現状の中では、この目的を達成しようというのはとても難しいことだと思います。中国の知的財産権を保護する法整備はまだおこなわれているので。企業は安心して研究開発活動を行うことができないんですね。最近、よく外国の企業、とりわけ日本の企業が中国に技術を輸出する場合、とても慎重な姿勢を見せています。ですから、中国の知的財産権を保護する環境を整えないと、目的を達成することは難しいだろうと思います。

続きまして、認定手続ところに入りたいと思います。まず、最初は企業が自分で評価します。評価の基準というのは、企業自身はこの認定条件に合っているかどうかまず自分で判断します。合致した場合、次の申請資料の準備の段階に入ります。それから、ネット上

による登録、それから、専門家の判断と認定機構の審査手続きがございます。続きまして、異議申立期間がございます。これは15日間でございます。15日間の間異議がなければ、その結果を公告して、最後に資格証の交付となります。ここで異議があった場合は、もう一度認定機構のところに戻って、確認作業がございます。事実でない場合は結果公告となりますが、事実の場合はここで資格の取り消しとなります。

審査・認定なんですけど、2ステップがあります。1つ目は専門家の判断、それから、認定機構の認定なんですけれども、では、この専門家は一体だれなのか。それはとても気になることなんですけど、一応、法律ではこの専門家の最低限の条件を定めています。ただし、ほかの細かいところは全部各地方にゆだねています。各地方に確認したところでは、今のところはこの専門家、例えば名簿とか公開する予定はございません。

要するに、私たちはこの専門家が一体だれなのかわかりません。もし、本当に公正な認定手続きを目指しているのであれば、ここで例えば専門家の履歴とか、名簿とか、もうすこし社会一般的に公開する必要があると思いますし、あと、みんながチェックできるような体制をつくる必要があるかと思います。

続きまして、再審査手続きなんですけれども、一旦資格証書をもってから、有効期間は3年間です。3年後、もう一回この認定を申請しようと思ったら、資格満了前の3カ月の間に再審査を申請しないといけないんです。この再審査のときは、「ハイテク企業認定管理弁法」第十条に基づき、主に企業がこの3年間研究開発活動を行っていたかどうか、あと、研究開発費用をどれぐらい費やしたかどうか、この2つを基準を重点にしてこの審査を行います。再審査に合格した企業は、この資格期間満了後に再び認定を申請しようと思った場合、ここで一番最初の申請手続、第11条申請手続のところに従って審査が行われます。

続きまして、税収優遇政策なんですけれども、ことしの1月1日、新しい企業所得税が施行されました。その中で、企業所得税、今、外資系企業でも内資系企業でも通常の場合は25%の税率が適用されます。ただし、この新しい認定管理弁法に基づいて認定されたハイテク企業は15%の低税率が適用されます。

これは、2つの特殊な場合がございまして、1つ目は、2007年度まで認定されていたハイテク企業は、その税収政策の経過措置というのは、まだ2年間の免税期間内であれば引き続き免税の優遇政策を受けることができます。2年過ぎて15%の減税率の期間内であれば、ここは5年間かけて、ことしから2012年まで5年間かけて、徐々に25%の法定税率に移行します。ことしから18%、来年は20%、2012年までに25%に移行するとい

うことです。

3番目に書いているのは特殊地域なんですけれども、特殊地域というのは経済特区と上海浦東新区のことなんですけれども、この経済特区は5つがございます。厦門、深セン、汕頭、珠海と海南ですね。特殊地域は上海浦東新区です。この6つの地域でことしの1月1日から新設されたハイテク企業は、その税收政策というのは2年間の間は免除されます。その2年を過ぎてからは、3年間は企業所得税は半減して徴収されることになります。この半減の基準というのは、法定税率の25%の2分の1ですので、12.5%の税率が適用されます。

続きまして、告知義務なんですけれども、これは、企業は左側に書いてある3つのことがあった場合、それぞれの機関に知らせる義務がございます。まず、減税・免税の条件に変更があった場合、これは管轄税務機関に知らせる義務がございます。なお、その管轄税務機関は、免税・減税の審査をしたときに、このハイテク企業の資格を疑っている場合、これは認定機構に知らせる権利がございます。そこで認定機構は確認をして、もし事実であれば、ここで資格の取り消しとなる場合もございます。

2つ目、経營業務、生産技術活動に重大な変更があった場合。例えば企業が買収したと、または買収されたと。あと、組織変更とか、そういったような重大な変更があった場合、これを認定機構に知らせる義務がございます。

3つ目というのは、社名が変更した場合です。これも認定機構に知らせる義務がございますが、ただしここでは実質的な審査はしません。要するに、異議申立期間を設けて、それから、届け出の手続きさえすれば、また新しい資格証をもらうことができます。

続きまして、資格の取り消しなんですけれども、この5つに当てはまった場合、資格を取り消すことになります。

まず、申請中に虚偽の情報を提供した場合、それから、環境とかそういったような違法行為があった場合、関係部門から処罰を受けた場合、3つ目は重大な安全、例えば品質事故を起こしてしまった場合、それから、脱税、税金をだまし取ったようなことがあった場合、最後は、先ほどの認定手続のところなんですけれども、異議申立期間の間に異議申し立てられて、それが事実と確認された場合は、これも資格の取り消しとなります。

この資格を取り消されたら、5年以内は例えこのハイテク企業を申請しようとしても、受理はされないことになります。

最後は、この申請・認定作業の現状なんですけれども、一応、ここに書いてあるアドレスは、上海市、江蘇省、浙江省の科学技術管理部門のウェブサイトなんですけれども、こ

ここにアクセスしていただくと、各地の具体的な認定作業、申請時期、また、連絡方法が書いてあります。ご参考にしていただければと思います。

まず、上海市の現状をご紹介します。上海市は、今年度の申請・認定作業は、一応10月10日までに申請している企業であればことしじゅうに認定作業は終わります。それ以降は、延長するかどうか、まだ今のところは不明なんです。上海市の今後の申請の時期なんですけれども、今後は恐らく年1回か年2回認定作業がございます。

続きまして、江蘇省なんですけれども、江蘇省はもう既に2回の申請が終わりました。この2回とも、普通の会社、一般的な会社を相手にしていません。これは、どういった会社が対象になるかと言いますと、まず、国家レベルのハイテク区内企業を、これは1回目の対象なんですけれども、2回目は、2007年度までに認定されたハイテク企業が対象となります。今後、ことしじゅうは恐らくもう一回の申請がございます。これは普通の企業、一般的な企業でも申請することができます。

浙江省なんですけれども、浙江省はことしの9月から12月の間、月に1日集中的に受理することになっています。ただし、受理するまでは企業の準備作業とか、あと、受理するまで浙江省の各市の初期審査がございますので、この時間を見込んで余裕を持って申請されたほうがいいかと思います。

時間の関係で少し早口になってしまいましたが、何かご不明な点がございましたら、次の質疑応答の時間でお願います。

それでは、長い間ご清聴、どうもありがとうございました。(拍手)

○司会 李先生、どうもありがとうございました。

それでは、まだ時間もありますので、質疑応答に移りたいと思います。ご質問がある方、挙手をお願いいたします。マイクをお持ちしますので、それまでお待ちください。挙手をお願いいたします。

○林 シャープの林です。どうもありがとうございました。

先ほどのご説明を聞かせていただきまして、特許発明の転化能力についてご質問させていただきます。ある技術を用いて、2つの製品に製造した場合でも、転化能力として、1つ項目としかカウントされないという説明がありました。例えばある技術があつて、それがエアコンと冷蔵庫というように、全然違う分野の製品に使われた場合でも、それは1つとカウントされるという理解でよろしいでしょうか。

○李 それは、その技術成果に変更がありますか。ポイントはここなんですけれども、技術成果が同じだと。そういう場合、あくまでも1つの技術成果としてカウントされます。

例え違う分野の製品をつくったとしても、1つの技術成果としてカウントされます。

○林 例えば、その技術を使用して製造したユニット部品があり、そのユニット自体をエアコンなり冷蔵庫にはめ込んだだけというだけでは、1つということになるという理解でしょうか。

○李 はい。これは1つの技術成果としてカウントされますね。但し、評価指標の1つとする技術成果応用の数は2つとしてカウントされます。

○林 わかりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問ございますでしょうか。

お願いします。

○久永 デンソーの久永です。

先ほどちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、8ページ目の認定手続のところ、専門家による判断という記載があります。専門家とはどのような人のことですか？

○李 その辺は、一応、今の現状というのは各認定機構、各省だったり直轄市だったり、そういった認定機構は専門家を推薦することになっています。なので、この専門家は一体だれなのか、全く公開されていません。

法律では、一応最低限の条件を定めています。例えば、ハイテク分野に詳しくないといけなとか、そういった最低限の条件は定めていますが、より具体的なことは今のところわかりません。

○久永 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問ございますでしょうか。

○多田 オムロンの多田です。講演ありがとうございました。

オムロンの多田です。講演ありがとうございました。6ページ目にあるハイテク製品による収入の割合ということについての質問です。例えば受託開発だけを請け負っていて、製品を持っていないような研究開発型の企業の場合は、どのように考えたらよろしいでしょうか。

○李 ここのハイテク製品による収入と、法律は一応そういうふうには書いてありますが、この収入にはハイテク製品による収入と技術的収入が含まれています。今おっしゃった、委託を受けて開発する収入は、技術的収入の技術開発委託収入に該当します。ですので、例え製品を製造しなくても、委託を受けて研究開発するとか、それから技術成果を他の会社に譲渡するとか、そういったことによって得られる収入もこの中に入ります。

○多田 ありがとうございました。

○司会 ほかに。お願いいたします。

○史 デンソーの史と申します。

この一番上の、「主たる製品の核心技術について自主的財産権を有していること」ということについて質問がありますが、これは、単独所有という意味でしょうか、共有も認められるのでしょうか。

○李 すみません、ご質問をもう一度お願いします。

○史 「自主的知的財産権を有していること」という部分について、これはあくまでも対象となるハイテク企業が、例えば特許権なら特許権、意匠権なら意匠権を単独所有しているということではいけないのか、あるいは、ほかの企業と共有ということも認められるのか、いずれでございましょう。

○李 これは共有も認められます。ですから、例えば、日本の企業と中国の企業で共有することが認められます。原則的には単独所有になっています。ただし、例えば発明なんか、発明した人と今所有している人が違うのであれば、ここは2つとしてカウントすることもできます。(但し、先日上海市科学技術委員会に確認したところ、知的財産権の共有も認められるという回答がありました。)

○史 なるほど。そうしますと、ちょっと具体的な質問をしますが、日本の企業と、それから中国の企業とが共有というような場合は、この自主知的財産権を有していることとは認められないという理解でよろしいのか。

○李 日本の企業と中国の企業との共有も認められます。

○史 わかりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに。では。

○宮原 ジェトロの宮原です。どうもご講演ありがとうございます。2点教えてください。

スライドの7枚目で、「革新的自主知的財産権」の内容として特許権云々とありますが、先ほどの話で、意匠権などは認められない場合もあるとのことでした。具体的にどのような基準で認められる、認められないというのが分かれてくるのかというのが1つです。

それから、同じページで、独占実施について、世界中で5年以上の排他的使用権とありますが、この「独占」というのが、要は日本で言う専用実施みたいなものなのかということと、世界じゅうというのはどこまで含めて世界中という意味なのかという、その点を教えてください。

○李 1つ目の質問なんですけれども、この意匠権は、要するに、例えば製品があって、技術方法を使わずにこの製品の模様とか形だけを簡単に変更するものでは、ここの意匠権

には当てはまらないんですね。要するに、企業側は、これは研究開発で、なおかつ科学技術を使用して出来上がった意匠権ということを証明しなければなりません。

2つ目のご質問なんですけれども、独占許可ですね。これは、ライセンス契約をここで添付する必要がありますが、このライセンス契約の中で、一応、「世界じゅうで5年以上の排他的使用权」というふうに書かないといけないんですね。但し、ライセンサーが他のライセンシーを開示しなければ、政府当局は果たしてそこまで確認できるかどうかは疑問です。また、これは各地方も今のところやり方が違うようですね。地方によって、ライセンサー、権利者が実施することが許される傾向もございます。

○宮原 ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○笠井 旭化成のカサイです。ご講演ありがとうございました。

先ほどの久永様のご質問とちょっと関係する質問ですが、自主的知的財産権を所有していることということで、例えば、日本企業と中国の現地法人という関係で、単にコピープラントのような形になっていまして、日本企業が中国内で取得している知的所有権をライセンスして単に生産しているというような場合というのは、こちらの「自主知的所有権を有している」というふうな解釈にはもうならないということによろしいでしょうか。

○李 中国で登録している……。

○笠井 そうです。日本企業が中国で登録しています。中国の現地法人が、日本と同じ設備で同じ技術を使っているんですけれども、中国の現地法人も同様の技術を使って生産をしているんですが……。

○李 生産だけですね。製造だけですね。

○笠井 生産だけです、製造だけです。

○李 これは知的財産権を有していることに当てはまらないんですね。

○笠井 当てはまらないですか。

○李 はい。するに、今回の新法は、こういったような企業を除外するというのが目的の1つなんです。

○笠井 なるほど。

そうすると、日本企業と現地法人で共有というような形にしてもだめですし、もう、自主的に現地で所有しているという形をとらないと……。

○李 日本企業と現法との共有、あと、日本企業は、その知的財産権、中国の現地法人に

譲渡するとか。

○笠井 譲渡するという形ね。

○李 そういった方法があるんですけども。

○笠井 わかりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問ございますでしょうか。

○宮原 たびたびすみません、ジェトロの宮原です。

確認ですけども、譲渡の場合はあくまでも中国の特許権とか、中国の分だけ譲渡すればいいということですよ。ライセンスは世界中となっていますけれども。

○李 譲渡の場合はそうですね。譲渡側が複数の国の特許権を有する場合、そのうちの1つ（もちろん、中国の特許権でもよい）を中国の企業に譲渡し、譲渡手続を行えばよいです。そういうことです。

○宮原 ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問ございますでしょうか。

そうしましたら、もうご質問ないようですので、若干時間が早いですが、これでピックアップ講座のほうを終わりにしたいと思います。

里兆法律事務所の李先生、どうもありがとうございました。（拍手）

このあと、3時から上海 I P Gの全体会合を開始いたします。それまで休憩時間とさせていただきますが、今日は、里兆弁護士事務所から3名の先生の方お越しになられています。適宜名刺交換等させていただきますとともに、里兆法律事務所のパンフレットが入り口のほうにも置いてございますので、ご自由にお持ちいただければと思います。

それでは、3時まで休憩時間とさせていただきます。

（休 憩）

「上海 I P G全体会合」

○宮原 定刻となりましたので、第36回の上海 I P G全体会合のほうを始めさせていただきます。

最初に、資料の確認をさせていただきます。

本日、配布している資料の中で、資料12から14は、後ほど特に説明がございませんので、簡単にここでご紹介させていただきます。

まず、資料12として、「2008第二回中国・上海特許技術展示交易週（案内）」という資料をおつけしております。こちらは、先週か先々週、上海市の知識産権局からご案内があったものです。要旨を申しますと、11月18日の週に上海で特許等の技術の流通に係る展示交易週というイベントを開催予定であり、そこに、特に環境関係の特許を無償で提供していただける外国企業様に参加してほしいというご案内がございました。1ページ目、2ページ目にその概要が書いてございます。

日本企業が出るメリットは何かと言う点につきましては、その後の知識産権局との関係がよくなるか、あるいは出展するときにはただで出られるといったことがございます。もしご興味がおありの場合には、今日、3時40分ごろからですか、上海市の知識産権局が参りますので適宜聞いていただければと思います。

それから、資料13、電子監督管理コードの印刷についてですが、こちらは去年の秋から幾つかの規定が出ています。60品目ぐらいの特定品目については、今後バーコード管理をしていくという規定で、このバーコードをつくるシールの会社が今上海には5つあるそうなのですが、そのうちの1つが、前回のピックアップ講座でご講演をいただいた質量技術監督管理センターでございます。今回、同センターがシールの張りつけ等の機能を持っているということで私どものほうにご案内がありましたので、あくまでも参考として翻訳物をお配りいたしました。

私どもジェットロから推薦するとか、そういう趣旨ではございませんので、参考情報としてお取り扱いいただければと思います。

続きまして、資料の14ですが、こちらは北京市の海淀区の工商行政管理局が去年ぐらいいから行っている知的財産保護のキャンペーン活動のご案内でございます。

こちらにも簡単に申しますと、消費者向けの市場などに、日本企業の方がお金を払ってポスターなどを展示しませんかという趣旨のものでございます。北京のIPGでは既にご紹介等していると思います。もし、広告活動等にご興味をお持ちのメンバー様がいらっしゃいましたら、私どもジェットロかあるいは直接海淀区のAICのほうにご連絡いただければと思います。

資料の確認は以上はさせていただいて、続いて、各種連絡事項に入らせていただきます。

第1部 連絡事項

○宮原 まず、連絡事項の1ですが、これまで上海IPGの運営、特に基本的な部分に関しましては、運営幹事会8社で検討、決定をさせていただいて、その中でもグループ長、現在ではデンソーの久永様にグループ長会議ですとか、あるいは日本側との会議への出席をご依頼しているという状況でございます。

活動も随分と増えてきたものですから、今般、上海IPGの幹事会の中から副グループ長を選任するというところで検討をさせていただいているところです。恐らく、次回の会合のときには、選任者も含めて皆様に最終的なご案内ができると思いますので、ご承知置きいただければと思います。

連絡事項の2点目。新規メンバーのご紹介に入らせていただきます。

今回は、企業様3社と、弁理士事務所2社様にお申し込みをいただいております。きょうは、4社様にご出席いただいておりますので、順次自己紹介のほうをお願いしたいと思います。

そうしましたら、まず、白光の隅田様、お出ましかけていただけますでしょうか。

○隅田 白光株式会社のスミダと申します。今回は、大阪からの参加でございます。

私ども、ちょっとお時間をいただきまして、会社の概要をご説明させていただきます。

業種としましては、ハンダごてのメーカーでございます。1995年の設立でございます。資本金が4,500万円、売り上げが70億ぐらいの会社でございます。1990年に香港に現法を設立、それから、2000年に広州に孫の現法を設立してございましてこの2つの現法で中国の市場を担当している状況でございます。

私どもも、中国におきましてはコピー品で悩まされている会社でございますけれども、今回、リストを見ますと皆さん大企業の方が大変多くございまして、私どもとしましては中小企業が、先人がいろいろコピー対策でやられてきたことを学ばせていただいて、中小企業ができることを確実にやっていきたいなと思っております。ひとつよろしく願いいたします。

○宮原 隅田様、どうもありがとうございました。

続きまして、株式会社ドンクの吉田様、前にお出ましかけていただけますでしょうか。

○吉田 皆さん、初めまして、こんにちは。だいまご紹介にあずかりました株式会社ドンク、私、吉田と申します。今日は、私、吉田と平井2名で参りました。

まず、初めに、私どもの会社の概要、それから、一番問題になっております商標権侵害の問題を簡単にご説明をさせていただけたらと思いますので、順にご説明差し上げます。

会社概要としましては、私ども株式会社ドンクは、1905年、明治38年、藤井製パン所

からスタートし現在、神戸に本社を置き、日本国内では北海道から九州、沖縄までそして香港、台湾と、約190店舗強、百貨店、SC、駅中などを中心に展開をし手造りと焼立てをモットーにパンをつくっているインストアベーカリーを営む会社でございます。

そんな中、日本と香港、台湾で頑張ってきたわけなんです、気がつきましたら、ここ上海も含めて南京だったり広州だったりというところで、既に私どものこのドンクという「DONQ」と同じ看板を上げた店舗が、もう7店舗も現在あるという現状の中、私どもが今異議申し立てをし、頑張っている状況でございます。

今回、このIPGに加入させていただくチャンスをいただきまして、我々だけじゃなく、皆さんのお知恵、ご助言をいただき、来たるべくいつの日か、近い将来、本物のDONQとして中国の方々にも本格的なフランスパンを初めとするおいしいパンを食べていただけるように今努力しておりますので、皆さん、ぜひお力添えをお願いしたいと思います。どうぞ今後ともよろしくお願ひします。

○宮原 どうもありがとうございました。

続いて、蘇州メナード化粧品有限公司の大滝様、前のほうにお出ましいただけますでしょうか。

○大滝 皆さん、こんにちは。蘇州メナード化粧品の大滝と申します。

蘇州メナード化粧品は、来年の1月で15年目を迎えます。この15年目を期に、上海IPGに参加させていただきます。今回から日本全体の化粧品ブランドを守りながら、また、我々の協力できることは何かということを考えながら参加させていただきたいと思ひます。日本メナード化粧品、親会社は、来年がちょうど創業50周年、そして、蘇州メナード（中国メナード）は15周年ということで、節目の年になっております。

タレントには、深田恭子さん、松坂慶子さん、岩下志麻さんを中心にPRしております。こちらはタレント侵害等も色々でございます。また、いろいろお知恵を借りながら、日本、それから中国でよりよいものをつくっていきたく思ひますので、ひとつご指導よろしくお願ひいたします。

○宮原 ありがとうございます。

それでは、最後に、上海泉嘉知識産権有限公司、日本のグローバル知財、小倉先生、よろしくお願ひします。

○小倉 弁理士の小倉でございます。

宮原様、事務所の呼び名は「シャンハイセンカ」ではなくて、「シャンハイチェンジャー」と申します。日本の特許業務法人グローバル知財の上海分室になります。特許業務法

人グローバル知財は、大阪と神戸に事務所がございます。代表の私が、99年から2002年まで某大手総合電機メーカーに勤務時に上海に駐在していたこともあり、何とか第2故郷である上海にカムバックしたいと常々考えておりました。当時の仲間には「必ずカムバックする」と言って帰国しました。このたび、この上海の地に、上海泉嘉（チェンジャー）知識産権代理有限公司という事務所を立ち上げるに至ったものでございます。そして、上海IPGに参加し活動していこうと決心したものでございます。

日本では神戸、大阪を中心に業務を行っています。中小企業さん向けの相談を多く受けております。今後は上海を中心に、模倣品対策、商標問題、その他様々な問題に対するハイレベルのサービスを進めていきたいと考えております。今後とも宜しく願いいたします。

○宮原 失礼いたしました。

あと、1社、上海コスモ国際特許事務所様が入会されていますけれども、今回ご出席いただけないということです。この先は着座で進めさせていただきます。

続きまして、連絡事項の3点目、IPGグループ長会議の開催報告、それから、4点目のIPG-IIPPF意見交換会開催、今後の連携について、グループ長の久永様よりお話をいただきます。

久永様、よろしくお祈いします。

○久永 デンソーの久永です。3番目と4番目の項目についてお手元の資料の2及び3でご説明致します。

北京、上海及び広州、3局のIPGと3局のジェトロの連携、それから、調整のための会議体ということで、IPGグループ長会議というものをやっています。その第5回目の結果についてご報告致します。

資料の2の4番目ですが、主に4点について検討を致しました。

1番目は2008年の総括です。事業の進捗状況の確認、それから、今後予定されている事業の調整です。これらにつきましては各IPGから報告し、スケジュール、共同活動について調整を行いました。

2番目はIPGの中国名称です。IPGを中国語に訳しますと、ここで括弧付きで書いてありますように、「知識産権問題研究小班」になります。「小班」というのはスモールグループというので、ちょっと調子が悪いかないということで、名称の変更の検討をしております。検討の結果、2行目の（日支企業知識産権保護連盟）というものが有力な候補になっています。ただ、北京のIPGのほうは、商工会議所の合意が得られませんか、単独で名称を変更することができません。今、日本商會に名称の変更の可否について確認中です。

3番目のIPGのBest Practice Awardの2008年につきましては基本のご連絡することが3つあります。まず、このAwardの対象をどのようにするかという変更点ですが、対象を重要案件とするのではなく、今後は当局にするということです。それから、中国側の担当部署はMOROではなくて、IPO、知識産権局になるということを確認しております。

ちなみに、10月末までに各IPGで今後の選定基準を議論し、案を提出します。今後も継続してBest Practice Awardを進めて参りますので、メンバー企業の方には奮って応募頂きたいと思っております。

4番目は、IIPPFとの連携です。これにつきましては資料3でご説明致します。資料3の方をご覧ください。

趣旨につきましては、第4パラグラフの2行目に書いてあります。途中から読み上げますと、「IIPPFとIPG（以下、合わせて両者と言う）は、相互の中長期の課題解決に有効であり、かつ活動の発展に資する」ということを目的として活動する。」ということです。

この連携の方法、それから、どのように連携を進めていくかということにつきまして、以下で説明致します。予めお断り致しますが、この資料の中で引用されている一部の資料につきましては、資料のボリュームの関係等もありまして、配布資料に含まれておりません。その点、ご了解下さい。

今後IIPPFとIPGは定期的な会合あるいは随時の会合を開いていきます。この定期会合のところに書いてありますが、1～2月に年度計画を策定します。それから、IIPPFの訪中ミッションの計画策定時に再度打ち合わせを行います。それから、随時必要に応じてミーティングを行うという考えです。

2枚目をご覧ください。活動及び相互の役割分担が2番目に書いてあります。この点については一々読み上げますよりは、下の方に書いてあるイメージ図をご覧ください。上の方には○でIIPPFの独自活動、共同活動、それから、IPGの独自活動というような模式図があります。基本的にこの2つの活動はベクトルが同じ方向です。単独でやるのではなく、調整し、このようなことを上手くやっというイメージ図です。従いまして、この共同活動についてIIPPFとIPG間で今後調整をすることになります。また、IIPPFとIPGが夫々独自性を持って活動していくということです。

尚、このイメージ図の下の方にありますが、共同活動の役割分担の中では、やはり一番下に記載されていますように、IPG主体の活動は中国現地での活動、作業が主になるということです。

このIIPPFのミッション、これは3番目に書いてあります。簡単に読み上げますと、

「中国当局との対面」、従いまして、我が国の官民を代表するという立場で I I P P F には主体的に中国当局と対話をして頂く。そして、必要に応じて I P G の考え、或いは方針を代弁して頂くことになります。

建議事項以下の内容につきましては省かせて頂きます。

3 枚目には中長期の目標の位置づけという部分がございます。この点につきましては I I P P F と I P G 間で調整し、どのように対中活動のコンセプトを作っていくかということ、今後練り上げていく予定です。

時間の関係で、以上で説明を終わらせて頂きます。

○宮原 どうもありがとうございました。

I I P P F につきましては、メンバーの皆様の中でもまだよくご存じないという企業様も多いかと思えます。従いまして、私ども事務局から、11月の上海 I P G 会合の際に I I P P F の代表の方に起こしただいて、組織の概要ですとか事業の概要などをご説明いただく、そういう機会をつくろうと思っております。

それから、久永グループ長からご紹介いただいたものは、あくまでもまだ（案）の段階でございまして、これをもとにまず明日 1 回目の会合を持ち、それから、その後何度かの会合を重ねて、具体的な連携方法ないし活動内容というものが決まってくると思えます。こちらにつきましても、適宜皆様のほうにご案内させていただく所存です。

それでは、続きまして、連絡事項の 5 番、模倣品水際対策ワーキング・グループ活動報告、グループ長の小澤様、お願いいたします。

○小澤 キヤノン中国、小澤でございます。

ちょうど、前回の 35 回上海 I P G 会合のときに簡単にご紹介させていただいたものの、ちょうどやりたてのほやほやという状況で、情報が整理できなかった報告が、今回は資料 4 という形でご提供をさせていただくことができるようになりましたので、その概要につきまして簡単にご説明申し上げます。

上海税関セミナーは、先方の意向ということもございまして 2 回に分けて行うということで、今回、7 月 16 日に行いましたものが第 1 回目。ここでは、8 社が実際にプレゼンテーションを行い、各社、偽造品の状況につき各上海税関の方に説明を行いました。上海税関側は計 35 名が参加されました。その後、引き続き交流会という形でさらに夜の部がありました。詳細は資料 4 をご覧ください。

前回の会合のときにも簡単にご紹介させていただきましたが、このときに W C O のアジア大洋地区の副所長でいらっしゃいます小田島様がちょうど上海のほうにいらっしゃって

おりまして、小田島様から、主に世界各地、特にアジア地区における税関関係の業務についてもこのセミナーの機会を使いまして、各上海の税関の職員の方にご説明をいただいたということで、通常の企業からのプレゼンテーションプラスアルファの部分が今回この税関セミナーのほうで実現できました。

第2弾につきましては、11月の月上旬に実施予定でございます。ここでも8社から9社の企業の方が、前回実際プレゼンテーションを行わなかった企業が、税関の職員の方に各社の偽造品状況につきまして説明をさせていただく予定でございます。

それから、直近としましては、年度計画の中で以前にご紹介させていただいた、10月の末の、広西壮族自治区の南寧と雲南省昆明におけるセミナーの実施計画がございます。

税関水際対策ワーキング・グループの活動報告としましては、今回は以上でございます。○宮原 どうもありがとうございました。

続きまして、自動車・自動車部品ワーキング・グループの活動報告に入ります。グループ長の本田の加藤様ご欠席ということと、自動車・自動車部品ワーキング・グループは上海IPGの組織には入っておりますけれども、実質上はジェトロ広州の川名のほうが主体的にハンドリングをしております。そういった背景で、きょうはカ川名からご報告させていただきます。

○川名 ジェトロ広州の川名と申します。

7月から9月にかけて実施されました自動車・自動車部品ワーキング・グループの活動についてご報告申し上げます。

まず、ワーキング・グループの会合につきましては、毎回、上海IPGの全体会合に合わせて実施しておりまして、7月、9月と実施いたしました。

内容としましては、江蘇、浙江、広東の各取締機関との連携調査会社の提示する費用についての情報共有、共同摘発など、各種活動について議論しているところでございます。

そのほか、具体的な活動内容ですが、まず、7月には広東省質量技術監督局、広州市工商局を訪問しまして、各侵害者への対策、消費者啓蒙、刑事訴追の徹底などについて意見交換を行いました。同じく7月、江蘇省質量技術監督局と上海で面会しまして、先ほど申し上げたものと同様のテーマで意見交換を行いました。

続いて、8月、9月には、トヨタ様、ホンダ様が中心となられて、自動車部品の卸売市場を訪問しまして実態調査を行いました。8月中旬に浙江省の市場調査を行い、合わせて浙江省交渉局浙江省質量技術監督局、瑞安市質量技術監督局を訪問し、意見交換を行いました。9月上旬には、河北省、山西省の自動車部品の卸売市場を訪問しまして、同じく実

態調査を行いました。

以上で、私からのご報告は終了させていただきます。

○宮原 ありがとうございます。

続きまして、連絡事項の7番目、長三角知識産権局との交流について。既にご承知のとおり、本日、この後、上海、江蘇省、浙江省の知識産権局の方をお招きしまして、ご講演及び質疑応答の時間をとりたいと思っております。それに当たって、これまでの経緯等について幹事の福永様よりご説明いただきます。お願いします。

○福永 重機中国の福永でございます。

長三角知識産権局との交流事業についてご報告いたします。お手元の資料5をごらんください。

今、宮原様からご案内ありましたように、このあと、各知識産権局の代表の方には、各局の活動などについてご講演いただきます。これまでのIPG会合でもご報告してまいりましたが、私どもとしては長江デルタのこの2省1市の各知識産権局との交流を進めています。

資料の2番目にあるように、近年、日系企業あるいは日本の政府機関と上海市、浙江省、江蘇省、それぞれ活発に交流してきております。今後、私ども上海IPGとしましては、資料の2ページ目にあるようなステップで交流を深めていきたいと思っております。

この2ページ目の3にある、IPG全体活動への知識産権局参加が本日の講演に当たっております。今後、さらに定期的な交流を続けまして、さらには特許関係の問題、課題を各知識産権局と一緒に検討するなどの関係構築をしていきたいと考えています。

以上です。

○宮原 どうもありがとうございました。

続きまして、連絡事項の8番と9番、義烏AICでの電卓の廃棄セレモニー、それから、蘇州市での消費者啓蒙活動、この2点について幹事の林様よりご報告いただきます。

○林 シャープの林です。

それでは、電卓業界の活動報告としまして、今回、2007年度から引き続いてやっております浙江省義烏での活動ということで、今回、義烏で廃棄セレモニーに参加してまいりましたので、その報告をさせていただきます。

電卓業界ですけれども、こちら、カシオさん、シチズンさん、キャノンさん、そして私どものシャープ、この4社でやっております。

簡単に計画なんですけれども、活動としては2つ今年度やっています、上のほうが浙

江省義烏での対策、下のほうが広東省での対策ということで、下のほう、広東省がことしメインなんですけれども、浙江省のほうは去年のやり残しというのもありましたので、引き続きやっております。その中で、やり残しとしましては、去年、調査、摘発までしたんですが、その後の市場の確認、市場責任者への警告書の送付、当局への自主摘発の依頼、そちらのほうの内容と、あと、今回言ってまいりました廃棄セレモニー、そちらのほうの確認がありましたので行ってきました。

1つは、義烏市のT S Bの訪問をしてまいりまして、去年の活動のお礼と今後自主摘発につながるようお願いのほう、依頼のほうをしてまいりました。それが、写真が出ておりますけれども、そのときの写真です。このとき参加させてもらったのが、カシオさんと私シャープとジェトロさんです。ジェトロの宮原部長と一緒に参加させていただきました。

2枚目が義烏市の工商局、A I Cのほうなんですけれども、こちらが廃棄セレモニーに参加してきたときの内容です。写真のほうですが、まず、感謝盾を贈呈させていただいた後、廃棄処理現場というのを確認していただきました。見てもらってもわかると思うんですけれども、これすべて模倣品の電卓を廃棄した後の山になります。断幕のほうは中国語でわかりにくいかなと思うんですけれども、4社の名前と連携した廃棄の現場ということで書かれているということです。

こちらのほうは、各社の押収した電卓を廃棄というか、つぶした後のものになります。各社押収したものがありましたので、すべて廃棄作業をさせていただきました。

実際のこの廃棄のところなんですけれども、私も実際にこの廃棄作業というのを見るのは初めてだったんですけれども、この圧縮機というのがありまして、その中に押収品を入れます。で、芯を動かしてつぶすと。簡単な作業なんですけれども、そういう流れで行きます。で、廃棄されたものをまた出して、それをまた金づちで1つずつつぶすという、割と根気の要るような作業を黙々としていただいております。

この廃棄の作業なんですけれども、その廃棄をしている作業を監視するカメラというのが現場にありまして、ここの義烏市の交渉局のところには16カ所カメラが設置されておりまして、そのカメラで映ったモニターの画像を監視する作業員というのがいて、テレビが下に映っていると思うんですけれども、そこで確認すると。このモニターで映ったものというのは録画されておりまして、すべて後で確認できるということで、私ども説明を受けた分では、押収品の抜き取りとか持ち帰りはできないということで、押収した物はすべて廃棄するというようなことを説明を受けております。

これは最後なんですけれども、実際に摘発したということで写真を撮ってきまして、写

真に写っているのは課長のホジョさんなんですけれども、こういう形でことしも連携して、ことしは広東省がメインになるんですけれども、引き続きやっていきたいということです。報告としては以上になります。

引き続きですけれども、もう一つなんですけれども、こちらのほうは江蘇省のブランド保護フォーラムの活動の一環としまして、消費者への啓蒙活動というのを今年度予定しているんですけれども、予定では、3月15日の消費者保護デー、そこに向けてその活動のところで参加しようということで、今回、9月6日ですけれども、これは品質月間でこういう同じようなセレモニーがあるということで、事前に確認してきました。その報告になります。

目的としましては、今言いましたように、江蘇省のブランド保護フォーラムの1つのイベントとしまして、今年度は消費者の保護イベントをしようと、そのイベントがある中に我々日系企業も参加しようということで、その視察というのが目的となります。

こちらのほうの経緯ですけれども、運営幹事のほうでも合意されておりました、皆様のほうにも前回の全体会合でもお知らせしていると思います。実際に内容を説明いたします。

こちらは写真になるんですけれども、実際にこういう町の広場みたいなところに、こういうテント建てのところを設置しまして、そこでいろいろな紹介等をしているというところなんです。実際に知財のことだけではなくて、品質に関することをいろいろやっております、それに関して市民のだけれどもが参加できるというものになります。ただ、今回は、工事等の都合もありまして、前年に比べると今回のこの開催の規模というのはすごく小さくて、4分の1ぐらいということで聞いております。実際に3月15日にされるときには、いつもと同じようにもっと大規模にされるということで聞いております。

どういことをされているかと言いますと、ここに書いていることなんですけれども、実際に知財権に関する質問等をしたり、トウソ状、そういうものに対しても現場で受け付けるというようなこともしておりました。

それ以外にも、眼鏡の検査、知財に関するクイズ等をつくって、そちらのほうで例えば正解するとプレゼントを渡すような、そういうコーナーも設けてありました。こちらにも血圧検査、こういうのもありました。こちらにも、薬に関する相談コーナー等がありました。ということです。

もう1回まとめて言いますと、こういうようなイベントが年に3回程度あります。3月15日消費者保護、5月の世界品質デー、9月の品質月間等ですね、そういうときにあります。

イベントの内容に関しては、これは毎年異なりまして、例えばことしですと、去年、冷凍餃子等でいろいろ問題があったんで、食品等がそのテーマに与えられていたりとか、あと、おもちゃですね。おもちゃに関してもいろいろ有害的なものが去年ありましたので、その辺のところ为重点的にされていたということで聞いております。

3月のときにはさらに大きなところでされるということなんで、皆さん、ぜひ参加をお願いしたいと思います。

報告としては以上になります。

○宮原 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、連絡事項の10番、江蘇省ブランド保護フォーラムの進捗について、簡単にご説明させていただきます。

ご承知のとおり、今年、2008年の活動としては、今、林様からご紹介いただいた消費者啓蒙活動、それから、安全性に与える模倣品の影響ということでビデオを作成するというのが2点がございます。それから、T S B向けに各種の情報を提供していくというのが3点目。4点目として、通常の真偽識別セミナー発展形となるようなイベントを何か1つやっていきたいという4本立てで話をしているところでございます。

今回、配布資料の8番、9番にもおつけしましたが、先週末に皆様に情報提供のご依頼をしていると思います。これまで幹事会でT S B側と進めてまいりました事項ですので、ぜひともご協力のほどをお願いいたします。

その他、安全性ビデオ、あるいは交流イベントについては、別途もう少し進捗がございましたらご説明させていただきます。

では、報告事項の最後として11番、明日の中国知識産権関連法勉強会について、幹事の村瀬様よりお願いします。

○村瀬 味の素中国の村瀬と申します。

お手持ちの資料の10番を見ていただければありがたいと思います。今年度第3回目の中国知的財産関連法の勉強会の案内ということで、あす、午前中にテーマ1、不正競争行為による権利侵害対策、2、営業秘密の侵害対策ということで、講師、リチャード法律事務所の陳弁護士から講演をいただきます。

基本的に、こちらの現地企業の中国人のスタッフを対象としております。今からでも申し込み可能ですし、当日でも参加できますので、積極的にご参加ください。

以上です。

○宮原 ありがとうございました。

それでは、報告事項を終わらせていただきます。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

報告事項にご帰任挨拶というものがありますが、こちらは、会の最後とさせていただきます。

この後、知識産権局からの講演会に入りますが、準備に数分かかると思いますので、しばらく着座のままお待ちいただけますでしょうか。幹事の皆様、お席のほうにお戻りいただきたいと思ひます。

第2部 講演会

○宮原 今、控え室から向かっていただいているところです。本日は、3局から7名お越しいただいています。各当局から30分ずつ、合計1時間半ほどご講演をいただいた後で、最後に30分ないし30分強、質疑応答の時間を取りたいと思っております。

いらっしゃり次第、真ん中を通して前のほうの席にいらっしゃいますので、ぜひとも拍手を持ってお迎えいただければと思ひます。

(拍手)

○宮原 お待たせして申しわけございませんでした。

本日は、まず最初に、上海市の知識産権局政策法規処の処長、顧勇華様、それから、休憩を挟んで、2つ目、江蘇省知識産権局政策法規処の処長、陳様、そして最後に、浙江省知識産権局副局長の呉様より、続けてご講演をいただきます。

早速ですけれども、上海市の知識産権局よりご講演をいただこうと思ひます。

それでは、顧処長、お願いできますでしょうか。

講演（1）上海市知識産権局と上海市知財行政の概要

上海知識産権局政策法規処 処長 顧 勇

華

○顧 本日は、上海知識産権局の概要の紹介と、上海の知識産権保護に関する情報を皆様に伝えるチャンスをちょうだいいたしまして、心からうれしく思ひます。

上海知識産権局は、上海市人民政府が直接統括している機関です。上海市知識産権局は、上海市の特許事業を主管し、上海市の涉外知的財産権事業を統括する機能を有しております。

上海知識産権局の中には、5つの処、1つの弁公室が設置されております。5つの処というのは、政策法規処、特許管理処、国際合作交流処、協調管理処、企画発展処及び弁公室です。

私たちのいる政策法規処は2つの機能を持っております。1つは、特許に係わる地方法規規則の起案と研究、もう一つは、上海市内の特許に関する保護の業務を執行しております。皆様が上海市内で特許に関する侵害問題に遭ったとき、あるいは、特許の紛争にたつときには、行政のルートは我々が対応しております。

特許管理処は、特許出願の受付業務、特許に関する書類の管理などの業務を担当しております。

国際合作交流処は、上海市の知的財産権業務の中で、特に外国関連、そして、香港、マカオ、台湾を含む対外的な交流業務を担当している部門です。

企画発展処は、上海市の特許事業に関する中長期的な発展計画を策定する部門です。このほか、上海市の特許に関する人材の育成、上海市の特許情報ネットワークの構築に携わる部門です。

弁公室は、主に内部の事務処理、そして、一般的なクレームの受付の機能も有しております。

そして、最後に協調管理処をご紹介します。協調管理処は、私たちの知的財産権局の中で統合管理を担当する部門です。先ほど私が紹介しましたように、我々は上海市政府の直轄機構でありまして、知的財産権の問題、特許侵害以外について、例えば商標権、著作権、不正競争、商業秘密などの侵害問題が発生した場合にも、協調管理処は当局を代表いたしまして、他の行政部門との調整の機能を持つ部門です。

先ほど、上海市知識産権局は涉外知的財産権に関する問題の担当を紹介しましたが、それでは、省外ではなく、もし上海市内で発生した問題の場合はどう対応したらいいのかと言いますと、我々は別のシステム、つまり上海市知的財産権連席会議というシステムを持っております。

上海市人民政府の指導に従いまして、上海市知識産権連席会議という制度があります。その具体的な実行の準備局としましては、連席会議弁公室が常設されております。メンバーは、上海市人民代表大会、司法局などを含む31の機構です。例えば、上海市ローカルの知的財産権保護法律を起案、発表する際、もしくは、中央政府の知的財産権戦略綱要のための若干規定をつくる際には、これらの31の機構がまず連席会議で意見を統一して、その後に具体的な内容、条例をそれぞれの手続を経て正式に発表します。

上海市知識産権活動の特徴を言いますと、3つの特徴があります。制度の革新、会議の革新、サービスの革新です。制度の革新について、我々上海市知識産権局は、全国に率先して知識産権戦略をつくった直轄市です。このほか、各中央の部と市の各部門が連携して知識産権活動合作対象制度を構築しました。それから、最近、上海市は国家知識産権戦略綱要のための地方条例もつくりました。

上海市の知的財産権活動が多文化、国際化、プロフェッショナル化することを考え、我々は知識産権保護援助センター、知識産権発展研究センター、知識産権保護・クレームサービスセンター、上海知識産権専門家諮詢委員会、特許特派員制度、企業知識産権特許管理ソフト登録サービス案内などの制度をつくりました。

上海市の知識産権活動に関する情報の交流と知識産権の産業化の実現のために、上海市は知識産権共同サービスプラットフォームをつくりました。このプラットフォームは、上海知識産権情報プロジェクトと上海知識産権園区という2つの部分によって構成されております。

上海知識産権園区は、上海市の揚浦区に位置しております。また、このプラットフォームも絶えず管理されております。

2008年8月29日に、中央政治局委員上海市共産党書記の俞正声氏は、上海の知的財産権の会議に出席しまして、上海市の経済発展にとって知的財産権の保護は不可欠だと言いました。上海の国内企業の知的財産権の保護だけでなく、国外、海外の企業の知的財産権の保護も大変重要であるとの認識を示しました。特に、我々上海には、多国籍企業、海外の大手企業が数多くありますので、これらの企業にとって知的財産権の保護というのは、今後の上海市の経済発展にとって大変意義の深い問題だと指摘をしました。ですから、我々は現在いろいろな国の企業と情報を交流するコミュニケーションのルートを保っております。

そのような上海市政府の知的財産権事業に対する要求に対応するために、私たち上海市知識産権局は毎年、上海知的財産権国際フォーラムを開催しております。この国際フォーラムのテーマは、毎年その時代の重要点に対応して変わっています。

このスライドに書いてあるのは、2003年から去年までのフォーラムのテーマです。そして、2008年はこの国際フォーラムは国家知的財産権局の重点の項目ともなっています。2008年のこの国際フォーラムは、国家知識産権局と上海市人民政府の共催になり、非常に重要度が高められました。本日ご臨席の皆様が、もしご出席の興味がありましたら、当局の国際合作交流処までお問い合わせください。

上海市知識産権局は、これらの国際活動を行っている以外に、根本的な活動として特許の保護に従事しております。上海市知識産権局は、特許侵害あるいは知的財産権侵害問題に対し行政の力を持っております。知的財産権の問題に関しては4つのルートで解決できます。1つは民間の調停、2番目は司法ルート、3番目は契約書に基づく仲裁、4番目は行政による処罰です。我々はその4番目の行政処罰の分野を担当しております。

我々上海知識産権局が行っている行政執行の内容は、主に行政の調査、それから、特許の盗用、展示会での偽物の取り締まり、市場における特許侵害の取り締まりという4つの部分によって構成されています。

統計の数字によりますと、2007年から2008年の6月までに私たち上海知識産権局は57件の知的財産権に関する行政処罰を行いました。この57件のうち、15.8%は海外企業からのクレームによるものです。実際、結審した案件は60件あります。さっきの57件との差は、前の年度から引き延ばした3件です。特許に関する統計データは、受付は14件、そして結審したのは12件です。

私たちのこのような方式は、受身的な方法です。受身的とは、1つには、権利者が我々にクレームを提出して、我々がその特許侵害の件を調査するということ。2つ目は、摘発申立を受けてから市場に行ってその取り締まりを行うことです。

私は、次の言葉大変賛成しております。「国と国の経済は、もはや通貨の為替レート、あるいは権利者だけではなく、知的財産権によって発展する」というものです。国と国の関係において、知的財産権の影響はますます大きくなっていると思います。現在では、日本、英国、アメリカ、中国の知的財産権保護制度は大変適正な制度であると思います。それは、権利者の権利を保護していると同時に、一般公衆の利益も遵守されているということです。

我々長江デルタ三角地区の知識産権局は、皆様の企業に対してよりよい知的財産権保護サービスを提供していきたいと考えております。

以上、ありがとうございました。(拍手)

○宮原 顧 処 長、どうもありがとうございました。

一旦休憩をとらせていただいて、4時半から再開させていただきます。4時半以降、江蘇省、浙江省にご講演いただいて、質疑応答の時間をとらせていただきますので、今のご講演についても、ご質問はその際をお願いします。

(休 憩)

○宮原 それでは、続きまして、後半に入らせていただきます。

後半は、まず、江蘇省知識産権局政策法規処の陳処長にご講演を賜りたいと思います。
陳処長、お願いします。

講演（２）江蘇省における知的財産管理体制と執法状況

江蘇省知識産権局政策法規処 処長 陳 蘇

寧氏

○陳 私は、主に江蘇省知識産権局の概要を紹介いたします。

主に３つの部分から江蘇省の知識産権局の概要をご紹介します。１番目は、江蘇省の知的財産権に関する管理体制の基本概要、２番目は、知的財産権行政執行業務の内容、３番目は、知的財産権保護業務の概要を紹介します。

先ほど、上海市知識産権局の顧氏から、上海市の概要が紹介されましたが、江蘇省の知識産権局も上海市の知識産権局とほぼ同じような管理体系となっております。……（中略）……

知識産権局は、江蘇省人民政府の中で特許と渉外知的財産権に関する事項を管轄、調整する政府の専属管理機構であります。

主な職責は以下の６部門がありますが、本日、重点的に紹介をしたいのは、４番目の江蘇省内における特許法律業務の執行責任者ということです。これは、日本企業も大変関心を持っているものだと思います。

まず、紹介をするのは、我々の担当副処長が指導する知的財産連合会議制度です。ご承知のとおり知的財産権は大変広い分野にわたり、その中には特許、著作権、商標、コンピュータソフト、植物新品種などが含まれております。中国ではこれらの問題に対応する部門が異なります。これを一括して調整する部門が、この知的財産権連合会議です。上海と全く同じような機能を所有しております。

江蘇省の知的財産権の担当部門と日本側の関連部門は、大変よい交流関係を保っております。例えば、江蘇省工商行政管理局は、日系企業に対する商標侵害及び紛争事件の調整と解決を図るために、これまでに数回にわたって日本貿易振興機構と交流をしました。江蘇省教育庁はセイコーエプソンの前の知的財産権担当部長を招聘して、日本の知財権に関する最新の状況及び知財戦略についてのセミナーを開催しました。

特にここで紹介をしたいのは、江蘇省質量技術監督局が2007年4月27日に上海 I P G のメンバー企業とともに、ブランド保護連携フォーラムを設立したことです。また、日本

貿易振興機構の招請により、江蘇省知識産権局と江蘇省工商行政管理局の視察団が、去年の9月16日から25日まで日本に出向いて、現地で特許や商標などに関する管理と執行業務を視察しました。

先ほど私は、江蘇省質量技術監督局が上海 I P G と共同でブランド保護連携フォーラムを開催した事例を紹介しましたが、我々江蘇省知識産権局もこれと同じように、上海 I P G のメンバー企業と一緒に、これと同じような特許関連のフォーラムを開催したいと考えております。

2008年の5月までの統計データによると、現在、江蘇省内の日系企業は3,969社です。そのうち、3,088社が蘇州、無錫、南京にありまして、全体の77%を占めています。4,000社に近い日系企業が江蘇省内にあることに鑑み、よりよい知的財産権の保護環境を創出することが極めて重要であると認識をしております。ですから、我々は今後、日本企業と特許侵害、あるいは知的財産権に関連する交流がよりいっそう進むことを期待いたしております。

次に、知的財産権行政執行業務の主要内容についてご紹介いたします。先ほど顧さんも紹介をしたように、我々の保護というのは2つの保護方式がありまして、つまり、司法保護と行政保護です。我々知識産権局は、主に特許に対する行政保護を担当しております。

行政執行の特徴は、次に書いてありますように、まず、行政権は能動性を持つ。知的財産権に対する行政保護を実施することで、知的財産権の権利者及び利害関係者の申し立てにより処理を行える一方、職権によりみずから行政執行をすることもできるということです。

2番目は、行政執行の持つ簡単かつ迅速という優意性を発揮できます。知的財産権管理部門が行政執行をする時の手続は、比較的簡単かつ迅速なため、案件の処理効率の向上により、権利者の権利がすばやくかつ確実に保護されます。

次に、知的財産権侵害処理手続、特に行政処理手続の流れについてご紹介いたします。

まずは、立案と受理です。原告側、つまり権利者はその申し立ての理由と証拠を提出しなければなりません。我々が立案した後に、被請求者に対し調査を行い、証拠収集の段階に入ります。通常は請求者の申し立てた内容に対応して、この被請求者が一体どのようなものをつくっているのか、それから、このつくっている物が果たして特許を侵害しているかということ进行调查します。

3番目は審判の開始です。双方がその場で答弁をしなければいけません。製品の比較などからそれぞれ答弁する必要があります。双方がその自分たちの理由を十分に説明した上

で、当局が処理の決定あるいは調停を行います。調停が失敗した場合に我々は決定をします。当局の決定が効力を生じた後に、我々は裁判所に対して強制執行を請求します。特許に対する偽造及び盗用行為、商標及び著作権侵害案件は行政処罰が適用されるということです。

私たちは、一般手順を重視します。つまり、調査と証拠収集の後に、書面にて処罰決定を下すということです。この一般手順で、口頭審理の手順が省略されています。もし、被請求者に対して生産停止もしくは営業停止を命じる、あるいは許可証もしくは営業ライセンスの取り消し、あるいは高額の罰金を下す場合には、我々は3番目の公聴手順を採用します。これらの手順は、中華人民共和国行政処罰の法律の中に明確に規定されています。

4番目は、我々のこの数年間の保護業務についての概要を紹介します。江蘇省知識産権局において、既に327人が特許の行政執行資格を取得しました。管轄下の13の市クラスの知識産権局は、いずれも特許行政執行の機能を具備しました。

このスライドは、私たち知識産権局と工商行政管理局との共同取り締まり活動の内容です。主に海賊版と特許侵害や特許盗用の製品に対する取り締まりの活動の写真です。統計によると、近年我が省は、行政取り締まり担当者、全部で1,600人以上を出動し、各種商業場所計435箇所、26万種類以上の商品を検査しました。そのうち、偽物の疑いのある商品及び特許侵害商品、合計626種類の物に対して、販売停止及び販売場所の撤去という書類決定を下しました。このほか、私たちは、行政執行能力に対する訓練も絶えず強化しています。

5番目は、大型展示会に対する知的財産権監督管理により、良好な知的財産権保護環境の創出を考えるということです。近年来、江蘇省では1,000ブース以上の大型展示会が毎年100回以上開催されています。この展示会では、私たち知的財産権局の職員が必ず現場に常駐して、知財権侵害問題に対する取り締まり活動を行っております。

無錫にある2つの企業に対して、日本の重光産業株式会社とその商標権侵害者を提訴した例がこのスライドに紹介されています。行政保護にしても司法保護にしても、私たちは地方保護主義を必ず根絶しており、法律の前においてはすべて平等に取り扱う原則を堅持しています。

江蘇省にある日系企業が知的財産権に関する侵害問題に遭遇した場合には、我々に直接電話をしてください。私は、江蘇省知識産権局の政策法規処におります。主な職責は、特許侵害に関する取り締まりの仕事を担当しております。

以上、皆様、どうもありがとうございました。(拍手)

○宮原 陳処長、どうもありがとうございました。

講演（３） 浙江省知識産権保護～行政執法・紛争処理・国際協力～

浙江省知識産権局 副局長 吳 堅

氏

○宮原 では、続きまして、浙江省知識産権局副局長の呉様より、最後のご講演をいただきます。

○吳 尊敬する宮原さん、ご臨席の皆様、こんにちは。

このスライドの写真は、イギリスの経済科学社という雑誌から引用した写真です。この写真で示しているように、現在、世界の中で日本は100人当たり一番特許を多く持っている国です。中国は恐らく40番目ぐらいの位置です。

私がここに来る前に、ジェトロ上海センターから質問状をもらいました。質問状の中には、中国の知的財産権戦略に対する問題がかなり多くあります。ここに、私たちの戦略の5つの重点が掲げられております。知的財産権制度の完備、知的財産権の創造と運用の促進、知的財産権保護の強化、知的財産権の濫用の防止、知的財産権に関する文化の育成という5つの面があります。

私たちの国の目標は、2020年に知的財産権の「かなり先進的な国」となることを考えているということです。先進国ではなく、「かなり先進的な国」ということです。

浙江省は、長江デルタ地区の中においては一番小さい省です。それは、上海の先進的地位に比べても、江蘇省の人口、それから地域面積、工業産出高に比べても、一番小さい規模です。

ところで、浙江省は自分たちの特徴を持っております。浙江省の企業のうち95%は民営企業であります。その95%の民営企業が70%のGDPを創出しています。また、省内には20万社に近い製造業の企業がありますが、6%しか特許を持っていません。すなわち、特許の潜在力はとても大きいということです。そして、浙江省の特許出願数と認可の数は、5年連続トップ3の地位を保っています。

もう一つ、浙江省の経済の開放度は非常に高いです。50%以上のものが海外に輸出されています。浙江省の主要な海外輸出先は、この表で示しているように、一番大きいのがEU、2番目はアメリカ、3番目は日本です。日本向けの輸出にはこれから成長する潜在力もありますので、ぜひいろいろ助けてください。

浙江省の知的財産権関連の指導体制は、江蘇省と上海市と極めて近いと思います。浙江

省知的財産権指導グループというものがあります。

浙江省知識産権局の役割は、おおむね4つの方面に分かれます。まず、政策の企画です。浙江省の知的財産権保護業務の発展戦略と計画の制定です。2つ目は、調整と組織化です。浙江省の知的財産権保護業務の調整と指導の役割を果たしています。3番目は、対外交流です。主に知的財産権業務の海外交流の展開を担当しています。4番目は、宣伝と普及です。主に知的財産権に関連する法律・法規の宣伝と普及活動の組織と推進です。そのほかに特許関連の仕事もやっております。例えば特許の行政執行、あるいは情報の交流などの役割も果たしています。

浙江省の知的財産権の行政執行の特徴も、江蘇省と上海市に共通しています。知識産権局は、特許の行政執行を行う。版權局は、版權及びコンピュータソフトの行政執行を行います。そして、工商管理局は、商標に関する行政執行を担当します。

特許に関する行政執行には3つの部門がありまして、まず、浙江省知識産権局は、涉外案件及び市をまたがる案件の処理を担当し、各市の知識産権局はその管轄区内の案件を処理します。

2番目は、長江デルタ地区において25都市案件移送体制を構築しました。浙江省特許管理条例に従いまして、我々は特許の行政執行の委託執行を展開しております。現在では、46の県と区が委託執行権、56の県と区が公安連絡室を持っています。全浙江省では、執行資格を持つ職員が384名在籍しています。質問状の中に、なぜ浙江省において公安連絡室をつくるのか、そして、どのような状況において公安連絡室が出動するか、それについてまた後でご回答いたします。

このスライドは、私たちが97年から2007年までの10年間で処理してきた典型的な特許案件の例です。合わせてこの10年間で400件以上の涉外特許紛争案件を受理、処理しました。

1番目の事例として、米国のある会社が温州市の企業5社に対して、眼鏡の外観設計に関する特許侵害を提訴したケースを紹介し処理結果として、すべての侵害者に対して、特許侵害行為を即刻停止することと、侵害品を製造する金型の破棄及び8万元の賠償を支払うことを命じました。

2番目は、オランダのフィリップス電子有限公司が義烏市の小商品城にある20のブースで100種類の小物家電製品に対して、同社の所有する24項目の外観設計に関する特許侵害を提訴したケースです。これは規模が大きかったので、我々は公安局、工商管理局と連携をして集中処理を行いました。

今日、私は、ここで特に義烏の小商品城に対して弁解をしたいと思います。この数年間の改善に基づいて、義烏市の小商品城の知的財産権侵害状況は非常に大きく改善されました。現在では、私たちは管理会社と一緒にそのブースに対して、知的財産権を侵害しないという許諾書の調印ということを検討しております。これに関しても、アメリカのある特許事務所も高く評価してレポートを出しています。もちろん、日本企業も頻繁に検査の人を義烏に派遣して検査を行ってほしいと思います。現場で侵害商品が見つかった場合には、現地の行政処罰部門、あるいは浙江省の行政部門と連絡してください。

3番目の事例は、日本のセイコーエプソンが嘉興市の企業2社に対して、同社のインクカートリッジに関する発明特許侵害を申し立てたケースです。当局の検査担当者は、その場でエプソン社のインクカートリッジを偽造した権利侵害品を押収し、侵害者に対して権利侵害行為の即刻停止及び偽物を生産する金型の破棄を命令しました。エプソン株式会社は大変喜んで、私たち知識産権局に対して表彰状を送ってきました。

2007年度、浙江省内には、知的財産権に関する幾つかの重大な案件がありました。中国の最高裁判所は浙江省の華田という会社に対して、知的財産権侵害賠償費用として、830万元をヤマハ発動機株式会社に支払うことを命じました。これは、これまでの中国において、中国企業の外国企業への賠償金額として最も高い案件です。内容は、この華田という会社が、ヤマハの隙を利用したことです。ヤマハは日本国内で漢字名の商号を登記していませんでした。そこで、その華田という会社は、ある地域で漢字名のヤマハを登記し、浙江省でヤマハというものをつくりました。

2番目は、ブルーストーム商標案件です。ペプシコーラは浙江省高級人民法院の判決により、浙江省の台州市のある企業に対して、300万元の賠償金を支払いました。その理由は、ペプシコーラがその広告の中に故意、あるいは非故意による「ブルーストーム」という商標を使ったからです。判決がおりてから1カ月以内にペプシコーラはこの賠償金を支払いました。この事例から得た教訓は、広告をする際には、他人の知的財産権を故意あるいは非故意に侵害してはいけないということです。

3番目は特許侵害案件です。シュナイダーエレクトリック天津社は、温州市中級裁判所の一審判決により、中国温州市にある正泰という会社に3.34億元の賠償金を支払うということを命じられました。これは、一審が終わりまして、現在は二審の裁判中です。私の知るところによると、この2社は中国だけではなく、ヨーロッパ、アメリカでも同じような訴訟を起こしています。

今年、浙江省知識産権局は、浙江省人民政府の財政により、全省の市と県の知的財産権

管理部門に行政執行の専用車両を配置しました。

もう一つ重要なものがありまして、それは、浙江省特許保護条例です。保護条例の本は、私ども既に宮原さんに伝えております。この条例により、特許の行政執行の職能を県クラスの特許管理部門まで拡大させました。ここのスライドは、特許権侵害処理フローという説明がありますが、それは、先ほど江蘇省の陳さんが説明した流れとほぼ同じものです。一目瞭然ですから、あえて説明いたしません。

このフロー図は大変実務的にいいものですので、いざトラブルが発生した場合には、これに従って処理すれば結構だと思います。もしこの我々の行政執行がこのフロー図を違反した場合は、行政不作為あるいは行政権濫用を訴えても結構です。

浙江省の知的財産権の連携については、主にEU、米国、日本を対象としています。民間と政府のルートを結合して、知的財産権の国際協力を展開しております。連携の方式には、セミナー、講座、座談会、交流訪問及び共同研究などがあります。私たちは知的財産権の国際連携に基づいて、お互いにwin-winとなることを期待しております。

このスライドは、私たちがこれまでに展開してきた国際連携の内容です。特に日本、アメリカ、イギリス、ドイツとの国際連携が中心となっております。特に強調したいのは、2008年6月に日本と連携して、浙江省の寧波市で日本企業知的財産権保護交流会を開催したということです。その際には、10数社の日本企業の管理者が出席をしまして、大変鋭い質問をしました。(後略)

質疑応答及びフリーディスカッション

○福永 本日は、貴重なお話を伺うことができましてまことにありがとうございました。私は、重機の福永と申します。

1) 上海市における発明特許権行使事例について具体的に詳細を教えて欲しい。2) 紛争解決

後に、関連業者(当事者以外)に対する調査等はされますか(Ex. 意匠権侵害紛争であれば、商品筐体の製造・提供会社など)。あるいは、申し立てを受けた当事者のみが調査対象でしょうか。

3) 証拠保全(公証)して購入した侵害疑義品を知識産権局の紛争処理のため提出し、

公証の封が解かれた場合、その後に当該侵害疑義品を(例えば、損害賠償請求訴訟などで)裁

判所に提出する時にその証拠力は落ちますか、維持されますか。知識産権局から証明書を出し

ていただくなどで証拠能力を維持することはできますか。4) 国家特許審査員実践基地の
第1

号が上海に設立されたのとの記事^{注1}を読みました。これはどのようなものでしょうか。海
外

からの進出企業が利用できることはあるでしょうか。

○顧 私たちの国の法律と我々の行政執行の経験によると、我々は特許、意匠権の独占性
をすべて保護しています。また、市場での地位に関係なく、その独占に対しては一律に保
護しているということです。

行政処理をする際には、例えば意匠権あるいは実用新案に関しまして、私たちは国家知
識産権局の検査レポートを利用して、この権利が安定しているかどうかについて検討しま
す。発明特許と違いまして、我が国は実用新案と意匠権の審査が違います。実用新案と意
匠権に対する審査は、初歩的な審査だけです。特許のトラブル、紛争の場合は、我々はま
ず調停をします。調停の後に決定するということです。特許以外の紛争、例えば発明者の
資格に関する紛争などは、調停だけを行って処理決定はしないです。

また、権利侵害の中で、敗訴した人に対しても、その賠償金額に対して具体的な金額を
指定しません。双方当事者の要求に基づいて賠償金額の決定について調整をします。先ほ
ど浙江省の呉副局も紹介しましたように、現在企業は行政処罰の持っているコストが安い
というメリットを利用して、まず、行政にクレームを申し立てて、行政の認定をもらった
後に裁判所に対して提訴をするということがよくあります。

2番目の質問について、権利侵害と認定された場合、我々行政機関は裁判所に対して強
制執行を要求することができます。紛争解決後に、私たちはまた調査をしますが、この調
査は法廷の手続ではありません。例えば、展示会あるいはネットワークで、例えば意匠権
の侵害に対して、販売停止を求めることはできません。製造に対する停止の要求はできま
す。これは、来年修正されて新しく発表される特許管理条例の中に補足されていること
です。請求側にとって証拠の安定性を維持することに大変有力な方法だと思います。

証拠保全については2つの方法があります。1つは、裁判所が証拠保全をします。もう
一つは、公証機関、公証役場の人がその場で証拠の保全をするということです。大変すば
らしい質問です。つまり、行政機関でこの証拠保全の侵害疑義品が、その公証の封印が開
封されてまた裁判所に持っていく場合に、この証拠力が落ちますかという点については、
必ず落ちるといふ回答となります。すなわち、法廷において、この開封された侵害疑義品
が果たして行政機関に提出された侵害疑義品と同じ物であるかどうかについては、請求者
はそれを確実に証明することはできないと思われま。

局が持つ権限に何か影響を及ぼすことがあるのでしょうか。

次の質問ですけれども、南京市の知識産権服務中心、または江蘇省知識産権服務中心という名称の組織はよく耳にしますけれども、知識産権局との関係はどのような位置づけになっているのでしょうか。また、どのような職能を持っているのでしょうか。

最後の質問ですけれども、中国で生まれて完成された発明は、それは原則として中国に外国出願する必要があると認識していますけれども、この「発明の完成」ということですけれども、この判断主体となる組織、または判断基準があれば教えていただきたいと思います。また、組織があるときには、省知識産権局との関係がどのような関係になっているのか教えていただきたいと思います。

○陳 これは、まず第一番目の回答としまして、保護知識産権工作組弁公室の本部は、中国の国家知識産権局に組み込まれました。機構変更の一貫ということで組み込まれましたが、現在、江蘇省ではこのような組織の変更はまだ行われておりません。

我々には、知的財産権保護連席会議という制度があります。これは、この弁公室とほぼ同じような職責を持っています。中国において知的財産権の保護の強化は、間違いなく強化されると思います。

知識産権服務中心は、2000年からできた知的財産権関連の諮詢、あるいはサービスの部門だと思えます。知識産権局との関係は、管理者と被管理者の関係です。このサービス機構は2つの形式となります。1つはパートナー方式、もう一つは有限公司となるということです。

服務中心の役割というのは、主にコンサルティング、それから、特許代理などのサービス業務です。組織関係から言いますと、我々知識産権局とは余り大きな関係はありません。私たちはこの服務中心を管理するところです。例えば、この代理行為の中に悪意な行為、あるいは不良な行為があった場合、あるいはお客の秘密を漏えいした場合に、我々はそれを管理、処罰します。

3番目の問題については、現在の特許法の第20条に明確に規定されています。第20条の法律の概要を言いますと、中国の会社もしくは個人が、完成した発明を海外に特許出願する際には、まず国内で特許の出願をしなければいけないということです。この問題は非常に深い問題だと思えます。なぜかという、ここに言われている中国の企業について、中には外資企業、合弁企業など、いろいろな企業の形式がありますので、これは判断は非常にあいまいだと思えます。ただし、これを心配することはありません。新しく修正された特許法は、この法律を取り消しました。

私の回答は以上です。ありがとうございます。

○宮原 どうもありがとうございました。

最後に、オリンパスの山口様から、浙江省向けのご質問をお願いします。

○山口 オリンパスの山口です。私からは、浙江省知識産権局の呉副局长に対して4つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、先ほどのご説明で少し触れられましたが、地方の知識産権局の法律的、技術的専門性について、専門性を補完する外部委託制度の存在などを含めて、もう少し詳しく教えてください。また、省の知識産権局の下部の知識産権局への支援体制はどのようになっていますでしょうか。

それから、2つ目ですが、省の知識産権局では、下部の知識産権局からの紛争処理報告を全件について受けていますでしょうか。また、それは、紛争処理後でしょうか、それとも紛争処理中でしょうか。

3つ目ですが、知的財産権保護支援センターを設立するとの報道がありましたが、具体的にどのような業務を行うところでしょうか。また、外国からの進出企業はこれを利用できるでしょうか。

最後の質問になりますが、国家知的財産権戦略綱要が発表されたことにより、地方レベルでの知的財産局の取り組みに変化は生じるでしょうか。以上です。

○呉 まず、1番目の地方知識産権局の法律的、技術的専門性については、私の講演の中で既に説明したと思います。その専門性を補完する外部委託制度については、我々は特許保護条例に基づいて、さらに拡大しました。つまり、市から区、区から県への委託ができるようになりました。

中国の行政組織は、中央政府、省政府、市政府、県政府、区政府となっております。現段階の特許法によれば、特許の執行権力は市クラスまでと定められております。ところで、我々は人民代表大会の地方法律で、この市までの執行権力を区まで延長しました。

この省知識産権局の下部知識産権局への支援体制は、主に3方面から成っています。1つは共同執行、2番目は人材の育成、3番目は特殊事例のバックアップということです。

2番目の質問に関しまして、各市クラスの知識産権局は、行政執行の主体ですので、それぞれ権力を持って処理できます。報告の中にも説明をしましたように、2つの市の間に発生する案件、あるいは涉外案件の場合のみ、省知識産権局が管轄をしますが、1つの市での案件の場合は、その市クラスの知識産権局は、自分たちがそれを処理、判断できます。もちろん、重大な案件が発生した場合は、その市クラスの要求に従って、我々省の知識産

権局も協力をします。通常のケースにおいては、我々は毎月の月末に各市からこの案件の数量だけの報告を受けています。内容の報告ではなく、数量の報告だけを受けてます。

知的財産保護支援センターは、中国政府がつい最近つくった制度です。現段階で我々は浙江省の嘉興市にこの支援センターをつくりました。支援センターの業務の中心は、中小企業の知的財産権保護です。業務の実際の展開の仕方は、業務のコンサルティング、あるいは無料でスタッフを派遣するという方式になります。

外国からの進出企業の利用については、今のところ私はまだ知りません。ただし、利用できるかどうかについては国家レベルの会議の中で提出をしますので、また、将来ご回答できると思います。

4番目の質問、国家知的財産権綱要が発表されたことにより、私個人的な感覚として、地方レベルでの知的財産局の仕事の量がふえてきています。そして、仕事の範囲もさらに拡大すると思われます。この効果は、今年の下半期に完成すると思われる地方政府の組織改革の結果によると思います。

ありがとうございました。

○宮原 どうもありがとうございました。

時間を過ぎていきますので、個別のご質問については、後ほどまた懇親会の席で行っていただければと思います。

ここで一旦、知識産権局の皆様には懇親会の会場のほうに移っていただきます。また、退場のとき、拍手をもってお見送りいただければと思います。

ご退場いただいた後で、最後にご帰任者からごあいさつをちょうだいしますので、時間が押していますけれども、もうしばらくお待ちください。

(拍手)

○宮原 時間配分が悪くて申しわけございませんでした。

今回でご帰任される駐在員の方がお二人いらっしゃいます。キヤノンの小澤様と味の素村瀬様です。

まず、水際ワーキング・グループのグループ長をお務めいただきました小澤様より、ご挨拶をいただければと思います。前までお出ましいただけますでしょうか。

よろしくをお願いします。

○小澤 キヤノン中国の小澤でございます。

上海IPGのメンバーとしては約2年間、IPG活動させていただきました。本年度からは、前任のカシオの荒川様より、水際対策ワーキング・グループグループ長を受け継ぎま

して、これから活動を展開させていただきたいと思っていた矢先に、残念ながら、今月末で日本へ帰任することになりました。

非常に残念なことではございますが、上海 I P G のメンバーとして約 2 年間、いろいろと活動させていただいた、これは私にとりましては非常に大きな財産でございます。税関水際ワーキング・グループのほうでは、今後の活動につきまして、既に昨日の会合で新グループ長等決定しておりますが、これから、新グループ長、Y K K の石川様を中心に、さらなる発展をしていくことを日本より祈念いたします。と同時に、ぜひ皆様のご協力を引き続き賜りたくよろしくお願いいたします。

2 年ちょっとの間でしたけれども、いろいろとお世話になりました。ありがとうございます。改めてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○宮原 どうもありがとうございます。

それでは、最後に、上海 I P G の運営幹事をお務めいただきました村瀬様より、ご挨拶をちょうだいします。お願いします。

○村瀬 味の素の村瀬です。

この 4 月にこの I P G の運営幹事に選任されたばかりなんですけれども、大変残念ながら、この 10 月 1 日付で日本に帰任することになってしまいました。ほとんど運営幹事として貢献することができなくて、本当に申しわけなく思っております。

日本に帰任しまして、本社の品質保証部というところで日本の知財部と連携をとりながら、多少なりともこの I P G 会合の支援とか協力をしていきたいというふうに引き続き思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。どうもありがとうございました。(拍手)

○宮原 小澤様、村瀬様、どうもありがとうございました。

時間が遅くなりましてすみません。

以上をもちまして第 36 回の上海 I P G 会合を終わりとさせていただきます。

本日の懇親会は、隣の Ballroom B で行いますので、速やかに移動していただければと思います。

それでは、閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。(拍手)